

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

富士見町長 小 林 一 彦

1 協議の場を設けた区域の範囲

富士見地区（全町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 6 月 19 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

50 経営体

4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

モデル地区を中心にその地区の所有者は農地中間管理機構に農地を貸し付ける
その他地域は、地域事情に沿って農地中間管理機構を活用する

6 地域農業の将来のあり方

富士見地区の農業は、農業従事者の高齢化と担い手不足により、経営耕地が減少傾向にあり、今後は更にその傾向が顕著となる見込みで、遊休農地の増加が懸念されています。この問題を解決するため、農業後継者の継承支援、移住就農者の確保、農業法人の誘致により、今後中心となる経営体を育成し、これら新規参入者と土地利用型の現認定農業者への農地利用集積を進めることで、経営耕地面積を維持し、地域農業の復活を図ります。また、農業の6次産業化にも取り組み、農業所得の向上を図ります。